

マス類新魚「富士の介[®]」ロゴマーク制作業務仕様書

1 業務の名称

マス類新魚「富士の介[®]」ロゴマーク制作業務

2 制作目的

県が開発したマス類新魚「富士の介[®]」は、キングサーモンとニジマスを交配した新しい県のブランド魚であり、キングサーモンの特徴である味の良さと、ニジマスの特徴である丈夫で育てやすいという特徴を併せ持った養殖魚である。

この富士の介[®]を、他の都道府県などで養殖されているご当地サーモンとの差別化を図り全国でもトップクラスのマス類の高級魚として販売させていくため、富士の介[®]のロゴマークを制作して市場流通・販売に活用し、一般消費者に新しい県産ブランド魚として周知を図っていく。

3 業務内容

マス類新魚「富士の介[®]」のロゴマークを制作する。なお、使用する写真については、受託事業者が撮影等により用意する(撮影等の費用は委託料に含む。)

4 納品方法

作成したロゴマークはデータ納品とし、ロゴマーク制作時のデータ形式及びPDFデータでCDに納めて納品する。なお、データファイル制作等に要する経費は、業務委託料に含めるものとする。

5 納期限及び納品場所

- (1) 納期限 令和2年1月31日
- (2) 納品場所 花き農水産課(県庁別館2階)

6 履行確認の方法

納品場所にて、受託事業者立ち会いにより検収を行う。

7 知的財産の帰属等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成した成果物に関し、意匠権、商標権、著作権などすべての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託事業者は、山梨県の同意がなければ、作成したロゴマークの知的財産に関する権利を行使することができない。
- (3) 受託者は、受託者の許可なく本委託業務で知り得た情報、資料等を他の目的に使

用しないこと。

8 使用規定書の作成

作成したロゴマークを納品する際には、使用規定書を作成して提出することとし、様式、枚数は任意とするが、ロゴマークの色指定、表示サイズ、使用するにあたっての注意事項などを記載すること。

9 留意事項

- (1) 作業実施にあたっては、円滑かつ効率的に進めるため、委託者と密接な関係を保ち作業を進めること。また、委託者が作業の内容について疑義が生じた場合、その都度、状況の報告を求めることができるものとする。
- (2) 受託者は、契約確定後速やかに本委託業務の実施計画書を作成し、委託者に提出すること。
- (3) 委託業務を進めるために必要な資料については、契約確定後、受託者に貸与する。また、貸与した資料については、その取扱いに十分に注意を払い、紛失、汚損のないように努め、委託業務が完了した時点で納入物件等とともに返納すること。
- (4) 受託者は、委託業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、委託者と協議のうえ処理すること。